

事務連絡
令和4年7月26日

報道機関 各位

函館市病院局
管理部 医局担当課長

市立函館病院における院内救命士の配置について（取材依頼）

このことについて、救急救命士法の改正に伴い、病院に勤務する救急救命士が新たに定義され、救急救命士が院内で救急救命処置を行えることになりました。

この改正を受け、市立函館病院では、令和4年4月1日より市消防本部から救急救命士1名の派遣を受け、院内での研修を経たのちに、病院で研修する実習生に対する救急救命措置の教育を担ってもらうほか、医師の指示のもと、救急救命処置を行うこととしています。

このたび、院内での研修期間を終え、8月より本格的に院内救命士としての活動を開始することから、本取組につきまして、取材・報道いただきますようお願い申し上げます。

連絡先
市立函館病院医局担当課
木村・北井
TEL 43-2000（内線 3523）